

## ○紀南地方老人福祉施設組合情報公開審査会規則

〔平成18年2月8日〕  
規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、紀南地方老人福祉施設組合情報公開条例（平成18年条例第1号）第13条の規定に基づき、紀南地方老人福祉施設組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則（平成18年2月8日規則第2号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了の日後、最初に行われる審査会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、管理者が行う。